

第 1 2 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (森川委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第 1、第 1 1 号議案「芦屋市立公民館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

公 民 館 長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員) 使用料は、具体的には幾らぐらいですか。

公 民 館 長) 公民館の貸し室は、集会室は 7 室ございます。公民館の目的室は、多目的室、幼児室、料理室、美術室、工芸室、講義室、音楽室とございます。料金につきましては様々ございまして、例えば 2 2 0 の和室でしたら、午前中で 1, 6 2 0 円、昼間は 1, 9 3 0 円。夜間、午後 6 時から午後 9 時 3 0 分までで 2, 2 4 0 円となっております。また、その他の部屋については料金表がございます。

教 育 部 長) 補足しますと、料金については公民館の設置条例で詳細が記載されております。

森 川 委 員) 今回はキャッシュレス決済ですが、クレジットカード、ほかにもスマホ決済だったり、いろいろと決済手段はあると思いますが、このキャッシュレス決済はどういうものを導入さ

れる予定ですか。

公民館長) クレジットカードにつきましては、VISA、マスターカード、JCB、アメックス、ダイナースを予定しております。そのほかに電子マネー、ID、WAON、クイックペイ、交通系ICカードを想定しております。

また、コード決済、LINE Pay、楽天ペイ、PayPay、メルペイ、auPay、ゆうちょPay、Bank Pay等を予定しております。随時増えていく予定です。

教育長) これからは、キャッシュレスになっていきますね。

公民館長) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第11号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、日程第2、報告第14号「芦屋市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

市民センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森川委員) 2ページの改正後、改正前の比較表で、第7条に、改正後、ただし書があつて、「条例第7条ただし書の規定により使用料

の後納を認めた場合は、この限りでない」とありますが、これはどういった場合を想定されているのですか。

市民センター長) 例えば市で使用する、「二十歳のつどい」や敬老会とか、市の行事がございますが、その場合は、現金ではなくて後納で入れていただく形としておりますので、この場合がそれに該当するかと思います。

森川委員) 先ほどの市立公民館は6条のただし書がなかったのですが、それはなくていいですか。

市民センター長) 主に、行事で使うのはホールを使われます、市の行事といったしましては。公民館にはホール等はございませんので、目的室ばかりなので、そこで使われることはまずないということで、入れるべきなのかもしれませんが、また御検討させていただきます。

森川委員) 今まで、改正前だと入っているように思うのですが。

教育長) 市民会館条例と公民館の設置条例との比較で、片一方にはあるが、片一方にないのはどうですかという質問ですね。

市民センター長) 今後、整理していきたいと思います。

森川委員) 先ほどの公民館もそうだったんですが、クレジットカードで決済した場合、芦屋市に入ってくるのが、その日ではなくて後日になるから、領収証をその時点で発行できないという御説明だったかと思います。

クレジットカードで払うと、その時点で、払う側からするとお金を払ったことになってきて、領収証をいただけるものだという期待が発生してもおかしくないように思うのですが、領収証を出してくれという希望があった場合に、領収証は出せませ

んと、そういったことになるのでしょうか。

市民センター長) 一旦、その場で何も出さないのではなくて、許可証と芦屋市に使用料を納入しましたという証明は、発行します。後日、正式な領収証が必要だと申し出をいただきますと1か月半後に発行できます。

森川委員) そうですね。

極楽地委員) 今の領収証のお話ですが、組織であると、個人が立替えしてクレジットカードで支払って、すぐ精算されたいケースがあると思いますが、カード会社の締め日後、カードの引き落としで市に入ってきてから領収証が出るようなことを、今後、想定なさる感じですか。

市民センター長) 正式な領収証としてはそうなるかと思います。

極楽地委員) クレジットカード会社や金融機関によって入金サイクルが異なると思いますが、カードの支払いが市にいつぐらいに入るか、その時点で分かって、いつ以降に来てくださいという感じでアナウンスなさるのでしょうか。

市民センター長) アナウンスは想定してなかったですが、入った時点では領収証を出せるような形にはなっております。

森川委員) 利用される側は、いつ領収証が出るかと気になると思うので。

市民センター長) 領収証をどういう形を出すか。最初の許可証に、一応現金だと領収印を押すんですが、カードの場合は何月以降有効ですという文言を入れようかという案で、協議しているところです。

極楽地委員) お支払いのときに、どういう方法を使われるか選択肢が増えて大変かと思いますが、利用される方が何度も足を運ばずに

すむように窓口で御案内いただけるとありがたいです。クレジットカードだったら、今、出ないですという感じでお伝えいただけると、より親切かなと思います。よろしく願いいたします。

市民センター長) 検討させていただきます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第14号「芦屋市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を受けたものいたします。

教 育 長) 閉会宣言